

いきいき

No.43

口の中から免疫力を高める

歯周病予防で

サビない体づくり

自覚から始める！

メタボ予防

適正体重維持のススメ

ベストマッチ食材で

ヘルシークッキング

◎ たけのこと春野菜の炊き合わせ

◎ 桜えびとなのはなのちらしずし

元気の秘密 野村真美さん	2
HEALTH UP THE SEASON	3
整えよう! 健康の土台	7
JOYFUL FAMILY	8
脳内ハビネススイッチを ON!	10
朝1分夜1分 寝床でできるゆがみリセット体操	12

大阪府たばこ国保組合のお知らせ

○平成23年度 組合会議員会	国1
○平成24年度 事業計画	国2
○新旧規約対照表	国3
○加入・脱退などの手続き	国4

自覚から始める! メタボ予防	13
ベストマッチ食材でヘルシークッキング	16
専門医がお答えします! 気になる症状の Q & A	18
体と財布にやさしい医療費カンタンダイエット	20
HEALTH NEWS & TOPICS	22
季節のライフスタイル診断	23
Dr. 木下の家族の健康	24

平成 23 年 度

組合会議員会

平成 24 年 2 月 28 日 (火)

中央区西心斎橋 ホテル日航大阪にて

大阪府たばこ国民健康保険組合は、平成24年度の予算を審議する組合会議員会を2月28日(火)、中央区西心斎橋のホテル日航大阪で開催しました。

組合会議員会には、組合会議員21名(委任状出席8名)が出席したほか、理事・監事14名が出席して、大西副理事長の司会で、まず根来理事長が挨拶、引き続き松本議長・宮田副議長が登壇し、審議に入りました。



審議事項

- ① 平成23年度歳入歳出補正予算(第2号)…………… 馬 谷 常務理事
- ② 平成24年度事業計画…………… 大 西 副理事長
- ③ 平成24年度歳入歳出予算…………… 稲 岡 事務局長
- ④ 平成24年度財産処分…………… 馬 谷 常務理事
- ⑤ 規約の一部改正…………… 大 西 副理事長
- ⑥ 平成24年度一時借入金…………… 三 科 常務理事
- ⑦ 大阪府たばこ国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制に関する規程並びに平成24年度大阪府たばこ国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画 …… 大 西 副理事長

がそれぞれ提案説明をし、質疑応答ののち、可決承認されました。

根来理事長の挨拶

日頃の国保組合への協力並びに組合員資格の確認に対するお礼と、被保険者への保健事業の充実及び健康保持増進事業を通じた、たばこ商業協同組合への協力を柱とした予算編成で、各議案に対する理解協力を求める開会の挨拶をしました。

基本方針

急速な少子高齢化の進展や国保の構造的な問題に加え、経済不況の影響により、国民健康保険の財政は極めて厳しい状況にあります。

国は保険・年金等の将来に向けて社会保障制度を堅持すべく「社会保障と税の一体改革」の実現に向けて取り組んでいます。しかし、この改革案の中には、国からの一律の定率補助を廃止し、所得水準や財政状況に応じて配分する項目も含まれています。後期高齢者医療制度に代わる新しい高齢者医療制度導入については、進展する様子がない状況です。

厚生労働省は特に、国保組合の無資格加入者問題から、大阪府を通じて被保険者資格の適正な管理を求めています。

たばこ国保では、従来より組合員資格は重点的に遂行していましたが、資格審査委員会を設け常時・継続的に適正な被保険者資格の管理に取り組んでまいります。そして、法令遵守(コンプライアンス)の徹底及び強化を図ってまいります。

たばこ業界の発展に寄与できるよう、幅広く情報収集を図り、より一層健全な事業の展開及び財政安定化を進め、各たばこ商業協同組合と密に連携を保ち、同種同業の互助・協力をもとに、組合員皆様の負託に応えてまいります。

1 財政について

予算規模は、23年度当初予算に比べ1億6,606万円増で歳入歳出予算は、いずれも21億4,767万7千円とし、歳出の大部分を占める保険給付費に61.18%、後期高齢者支援金等に8.85%、介護納付金に4.00%を計上し、合計15億8,990万1千円となりました。

2 保健事業活動について

- (1) 特定健康診査を実施する(40歳以上75歳未満)。
- (2) 各種健診補助は、年1回3万円までの補助をする(30歳以上)。
- (3) ジャスト健診を実施する(対象者:30歳、40歳、50歳、60歳になった時)。
- (4) 大協主催健診時のインフルエンザ予防接種の補助をする(18歳以上)。
- (5) 特定保健指導を実施する。
- (6) その他、健診後の生活習慣病予備群の保健指導を強化する。
- (7) レセプト点検を強化し、医療費通知(月単位・年単位)を実施する。
- (8) 医薬品を配布する(年2回)。
- (9) 健康者の表彰を行う(1年以上被保険者証を使用しなかった被保険者)。又、スポット的な健康者表彰(2ヶ月間)。
- (10) 組合指定スポーツクラブ利用の便宜を図る(半額負担)。
- (11) ワクチン接種の補助をする。ヒブ(細菌性髄膜炎を防ぐ)=5歳未満、肺炎球菌=5歳未満、子宮頸がん=中学生。
- (12) その他、健康保持増進を図るため、保健事業活動の充実を強化する。

3 広報活動について

健康情報誌「いきいき」等により、被保険者の加入促進、医療費の適正化、適用の適正化、加入資格の適正化を積極的に取り組んでいくとともに、広報の充実を図り、各たばこ商業協同組合の発展に協力し、組合基盤をより一層強固なものに致します。

平成24年度歳入歳出予算書

歳 入 (単位:円)			歳 出 (単位:円)		
款	本年度予算額	前年度予算額	款	本年度予算額	前年度予算額
国民健康保険料	506,523,000	555,337,000	組 合 会 費	1,405,000	1,405,000
使用料及び手数料	20,000	20,000	総 務 費	144,520,000	144,520,000
国 庫 支 出 金	528,156,000	530,675,000	保 険 給 付 費	1,313,851,000	1,272,171,000
府 支 出 金	0	300,000	後期高齢者支援金等	190,050,000	176,050,000
前期高齢者交付金	566,556,000	508,139,000	前期高齢者納付金等	550,000	750,000
共 同 事 業 交 付 金	72,292,000	32,786,000	老 人 保 健 拠 出 金	150,000	4,050,000
財 産 収 入	2,640,000	2,870,000	介 護 納 付 金	86,000,000	85,000,000
繰 入 金	70,000,000	70,000,000	共 同 事 業 拠 出 金	94,742,000	40,377,000
繰 越 金	400,000,000	280,000,000	保 健 事 業 費	158,770,000	155,400,000
諸 収 入	1,490,000	1,490,000	積 立 金	2,930,000	2,930,000
			組 合 債 費	500,000	500,000
			諸 支 出 金	41,020,000	2,020,000
			予 備 費	113,189,000	96,444,000
歳 入 合 計	2,147,677,000	1,981,617,000	歳 出 合 計	2,147,677,000	1,981,617,000

新旧規約対照表

旧 規 約

(保険料の賦課額)

第18条 組合員は、保険料として、第1号から第3号までのいずれかの額と第4号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

1. 事業主である甲種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）または、後期高齢者の組合員である事業主の世帯に属する被保険者の1人目については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該甲種組合員または、当該後期高齢者の組合員である事業主の世帯に属する被保険者の1人目が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

- イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）
14,100円

- ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。）
1,900円

- ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）
2,100円

2. 従業員である乙種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）または、後期高齢者の組合員である従業員の世帯に属する被保険者の1人目については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該乙種組合員または、当該後期高齢者の組合員である従業員の世帯に属する被保険者の1人目が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

- イ 基礎賦課額 **7,100円**
- ロ 後期高齢者支援金等賦課額 **1,900円**
- ハ 介護納付金賦課額 2,100円

3. 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として1,000円とする。

4. 組合員の世帯に属する被保険者（第1項または、第2項の適用を受ける被保険者を除く。）については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

- イ 基礎賦課額 **4,100円**
- ロ 後期高齢者支援金等賦課額 **1,900円**
- ハ 介護納付金賦課額 2,100円

新 規 約

(保険料の賦課額)

第18条 組合員は、保険料として、第1号から第3号までのいずれかの額と第4号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

1. 事業主である甲種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）または、後期高齢者の組合員である事業主の世帯に属する被保険者の1人目については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該甲種組合員または、当該後期高齢者の組合員である事業主の世帯に属する被保険者の1人目が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

- イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）
13,700円

- ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。）
2,300円

- ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）
2,100円

2. 従業員である乙種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）または、後期高齢者の組合員である従業員の世帯に属する被保険者の1人目については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該乙種組合員または、当該後期高齢者の組合員である従業員の世帯に属する被保険者の1人目が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

- イ 基礎賦課額 **6,700円**
- ロ 後期高齢者支援金等賦課額 **2,300円**
- ハ 介護納付金賦課額 2,100円

3. 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として1,000円とする。

4. 組合員の世帯に属する被保険者（第1項または、第2項の適用を受ける被保険者を除く。）については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

- イ 基礎賦課額 **3,700円**
- ロ 後期高齢者支援金等賦課額 **2,300円**
- ハ 介護納付金賦課額 2,100円

加入・脱退などの手続き

手続きが必要なとき		届出書	添付書類	届出期限及び注意事項
加入	市町村国保から移ってきたとき	資格取得届	市町村国保の保険証のコピー	《加入届は14日以内に》 ※保険料は、加入月から必要です。ただし、届出が遅れた場合は、資格発生日に遡って保険料がかかります。 ※病気になってからや、入院をするようになってからは加入出来ません。
	会社等をやめたとき		資格喪失証明書	
	家族が追加加入するとき			
	子供が生まれたとき			
	従業員を雇用したとき			
脱退	たばこ店を廃業したとき及びたばこ商業協同組合を脱退したとき	資格喪失届	新しい保険証のコピー	《脱退届は14日以内に》 ※資格喪失後、保険証を返さずそのまま使用、受診した場合は、医療費の返還を求めますのでご注意ください。 ※従業員が退職するときは、事業主が責任を持って被保険者証を回収し、当国保組合へ返還して下さい。
	市町村国保に移るとき		市町村国保の新保険証のコピー（後日）	
	会社等に就職したとき		就職先の保険証のコピー	
	加入者が死亡したとき		住民票（コピー可）	
	65歳～74歳の方で後期高齢者医療制度に加入したとき		後期高齢者医療被保険者証のコピー	
	家族等が転出したとき		新しい保険証のコピー	
	従業員がやめたとき			
	生活保護を受けたとき		生活保護開始決定通知書	
その他	世帯分離をしたとき	資格取得届 資格喪失届	当国保組合の保険証 住民票	14日以内に
	住所・世帯主・氏名等が変わったとき	変更届	当国保組合の保険証 住民票	速やかに
	保険証を紛失・破損したとき	再交付申請書	破損分の保険証	速やかに
	70歳になった人	当国保組合よりご案内します		
	75歳になった人	当国保組合よりご案内します		



- *新しく加入される方が、法人事業所（たばこ店以外も含む）の場合、当国保組合には加入出来ませんのでご注意ください。また、個人事業所でも、従業員を常時5人以上雇用される場合も、法人事業所扱いとなります。
- *事業所を個人事業所から法人事業所に、または、法人事業所から個人事業所に変更された場合、当国保組合まで必ずご連絡下さい。
- *従業員の方でも、たばこ小売業に従事されていない従業員の方は加入出来ませんのでご注意ください。

ご質問・お問い合わせは

大阪府たばこ国民健康保険組合 ☎ 06-6633-2000 まで